

## 千葉県動物公園動物評価格検討委員会設置要領

### (設置)

第1条 千葉県動物公園動物管理要綱第2条に規定する動物のうち市が所有するものの価格評価の適正化を図るため、動物評価格検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号定める事項について審議するものとする。

- (1) 動物の評価格に関する事項
- (2) 千葉県動物公園動物価格評価基準に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は動物公園長の職にある者をもって充てる。

3 委員は筆頭課長、副園長（飼育担当）、副園長補佐（飼育担当）、副園長（管理担当）、副園長補佐（管理担当）をもって充てる。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市局公園緑地部動物公園において処理する。

### (委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。